

ダイシヨウジハンリヨウ 大聖寺藩領 大

聖寺藩の領土の變遷に就いては、略左記の如くである。その邑名は附録に擧げる。

(一)前田利治—寛永十六年六月二十日利治は、父利常から加賀江沼郡百三十三ヶ村六萬五千七百三十一石五斗九升及び越中新川郡九ヶ村四千三百餘石、合計七萬石に分封せられた。そのうち新川郡九ヶ村は、日川・吉原・上野・入膳・八幡・道市・青木・柳山新・君島であつた。又江沼郡中那谷の一村は利常の養老封に屬してゐた。

(二)前田利明—萬治三年八月越中新川郡の四千三百餘石を、加賀能美郡六ヶ村及び江沼郡那谷村四千三百二十石一斗四升と交換した。因つて合計七萬三千三百七斗三升となつたが、その中三十三石七斗三升は籠高であつた。

寛文四年四月五日利明は、徳川家綱から江沼郡百三十四ヶ村及び能美郡中六ヶ村合計七萬石を領知すべき判物を受けた。(是より前には領知の判物を受けたことがない。)

貞享元年九月廿一日徳川綱吉が、加賀藩の前田綱紀に與へた領知の判物には、大聖寺藩領を江沼・能美二郡々内七萬七百七十石餘と記されてゐる。

(三)前田利直—元祿五年七月九日利直は利明の遺領を襲ぎ、その内新田一萬石を弟利昌に分かつた。

寶永六年四月十二日利昌の遺領を、利直に復せしめられた。

(四)前田利章—享保二年八月十一日徳川吉宗から、加賀藩の前田綱紀に與へた領知判物に記す大聖寺藩領の高は、亦貞享元年のものと同じい。

(五)前田利之—文政四年十二月從來の所領七萬七百七十石餘の外、新田一萬千八百六十六石七斗五升、延寶八年八月に開發した矢田野九ヶ村千八百三十一石二斗一升三合を加へ、更に加賀藩から粟米二萬俵石を補給する名義で、十萬石の待遇を受けることになつた。この頃から大聖寺藩領を百五十三ヶ村と算することになつたのは、新田又は垣内を獨立の一村とし、或は前に一村と認めたものを垣内としたが爲で、取へて境域に變更を生じたのではな

い。

(六)前田利譽—明治二年六月十八日版籍奉還を許された。

ダイシヨウジヤキ 大正寺燒 ↓クタニヤキ 九谷燒。

ダイジヨウジヤマハツケイ 大乘寺山八景 石川郡大乘寺の後山から望み得る八景を數へたもの。黒津舟夜雨・二子塚落雁・倉部夕照・宮腰歸帆・大乘寺晚鐘・高尾秋月・鶴來晴嵐・白山暮雪がそれで、奥村榮實の詠大乘寺山眺望八景の長歌がある。

ダイシヨウジリヨウシヤゴウチヨウ 大聖寺領社號帳 一冊。大聖寺藩領内の社號帳で、その寺社所にあつたもの。寶永・享保頃の調帳であらうといはれ、今日の社號と甚だ異なるものがある。

ダイシヨウジリヨウナイザツキ 大聖寺領内雜記 ↓ヒヨウザツキ 秘要雜記。

ダイシヨウヤグラ 大將櫓 (金澤城内松坂門の右方なる櫓であつたが、寶曆九年の災後再造しなかつた。金城深秘録に「大將櫓は、敵の大將或は人質を入れ置ける二重櫓なり。人の氣付かざる爲大將櫓と名付けたるもの

か。此櫓臺に限り石垣なし。大切の囚人を入れ置く櫓なるが故に石垣なきか。」と記する。

ダイジヨウウコウニセツホンマツキ 大乘光二利本末記 二冊。石川郡大乘寺と鹿島郡永光寺とは、古來無本寺の名刹であつたが、延享三年幕府から、大乘寺を永平寺末、永光寺を總持寺末と定められた顛末を述べる。

ダイシンイン 泰眞院 加賀藩主第五代前田綱紀の女で、二條吉忠夫人であつた直姫の法號。↓マサギミ 榮君。

ダイジングウリヨウ 大神宮領 伊勢内外兩宮の御料所には、古く石川郡富永御厨・鹿島郡能登島御厨・鳳至郡櫛比御厨があつたが、それらは各その條に述べた。近代に至つては天正中前田利家が、羽咋郡八幡座主村・越中礪波郡宮腰村各百俵の地を外宮御師福井典左衛門に與へ、その八幡座主は利常の時檢地に

より七十石五斗八升と改められた。又同じく利家の時から内宮御師堤源助に越中射水郡小境村六十石の地を宛行はれてゐた。

ダイスイ 大睡 ↓キタガタヤダイスイ 北濁屋大睡。

タイセイイン 太盛院 鳳至郡三田(今山田)に在つて、曹洞宗に屬する。山號は妙龜山。長祿二年洞雲寺の開祖物外の隠棲する所といひ、末院に寶泉寺・北斗寺・長樂寺・碧落寺・觀音寺があつたが、今皆退轉した。

タイセイイン 太清院 鳳至郡曹洞宗總持寺山内に在つて、同寺内妙高庵に屬し、慶長四年象山徐芸の創立する所であつた。今は無い。

タイセイコ 太清湖 河北濁の雅名。前田綱紀その下流粟ヶ崎に別館を立て、屢之に臨

んだが、太清湖の名もこの頃から初つたのであるといふ。太清湖の文字をその儘使つた詩は見當らぬが、平岩仙桂が「清沼豈非「文向右」といふた清沼は是であらう。

ダイセキジハ 大石寺派 大石寺派は富士山麓なる日蓮宗の一派であるが、享保中から金澤に流行し、奥村内記家中に信者多く、金銀を以て黨を結んだので、寺社奉行より内記をして神文警詞を容れて之を禁せしめたこととがある。次いで明和七年十二月廿七日には藩の老臣本多安房守政行・前田駿河守孝昌が令を發し、大石寺派の主張を信ずることを禁じた。領内に大石寺派の寺院はなかつたが、俗家に勸奨するものがあつたのでこの令を發したといふ。

ダイセン 大宣 羽咋郡子浦眞宗東派專勝寺の住職。一名湛映。香雲院澄玄に學び、嘉永二年擬講に任ぜられた。この任命は香雲院の吹擧に因つた爲、頓成一味の猛反對があり、次いで翌年頓成の公裁の因を作つた。是を以て大宣も亦江戸に護送せられ、寺社奉行取調の結果、本山掛所に蟄居を命ぜられ、擬講を退くことになつた。文久三年五月復役し、即日寂、樹王院と諡せられた。

ダイセン 大仙 ↓カクホウダイセン 覺峰大仙。

ダイセンジ 大仙寺 石川郡富樫庄四十萬善性寺藏明應八年九月晦日富樫泰高袖判の文書に、「本庄四十萬村之内大仙寺分之處敷並山林之事云々同村法慶道場へ所寄附也云々」とある。法慶道場は後の善性寺で、大仙寺の遺地をそれに寄進したものと見え、その地は今